

令和元年度 愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会

令和 2年 1月23日(木) 18:30～
聖カタリナ大学 松山市駅キャンパス
聖トマス館 2階 第1会議室

愛媛県後期高齢者医療広域連合事務局

令和元年度 愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会 次第

次第

1. 事務局長あいさつ

2. 委員紹介

3. 会長あいさつ

4. 議題

(1)財政状況について 1

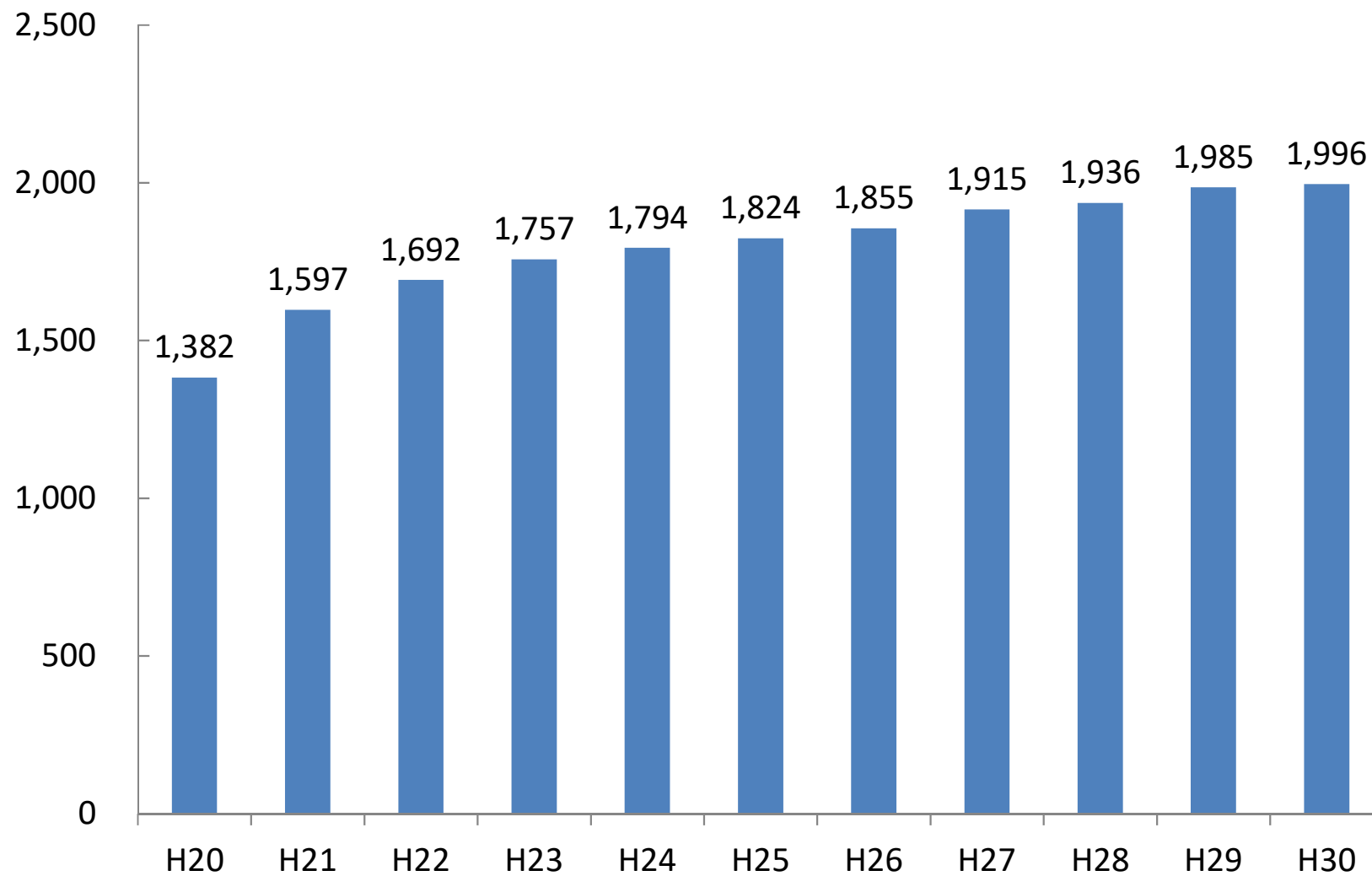
(2)令和2・3年度の保険料率について 8

(3)保健事業について 19

(1) 財政状況について

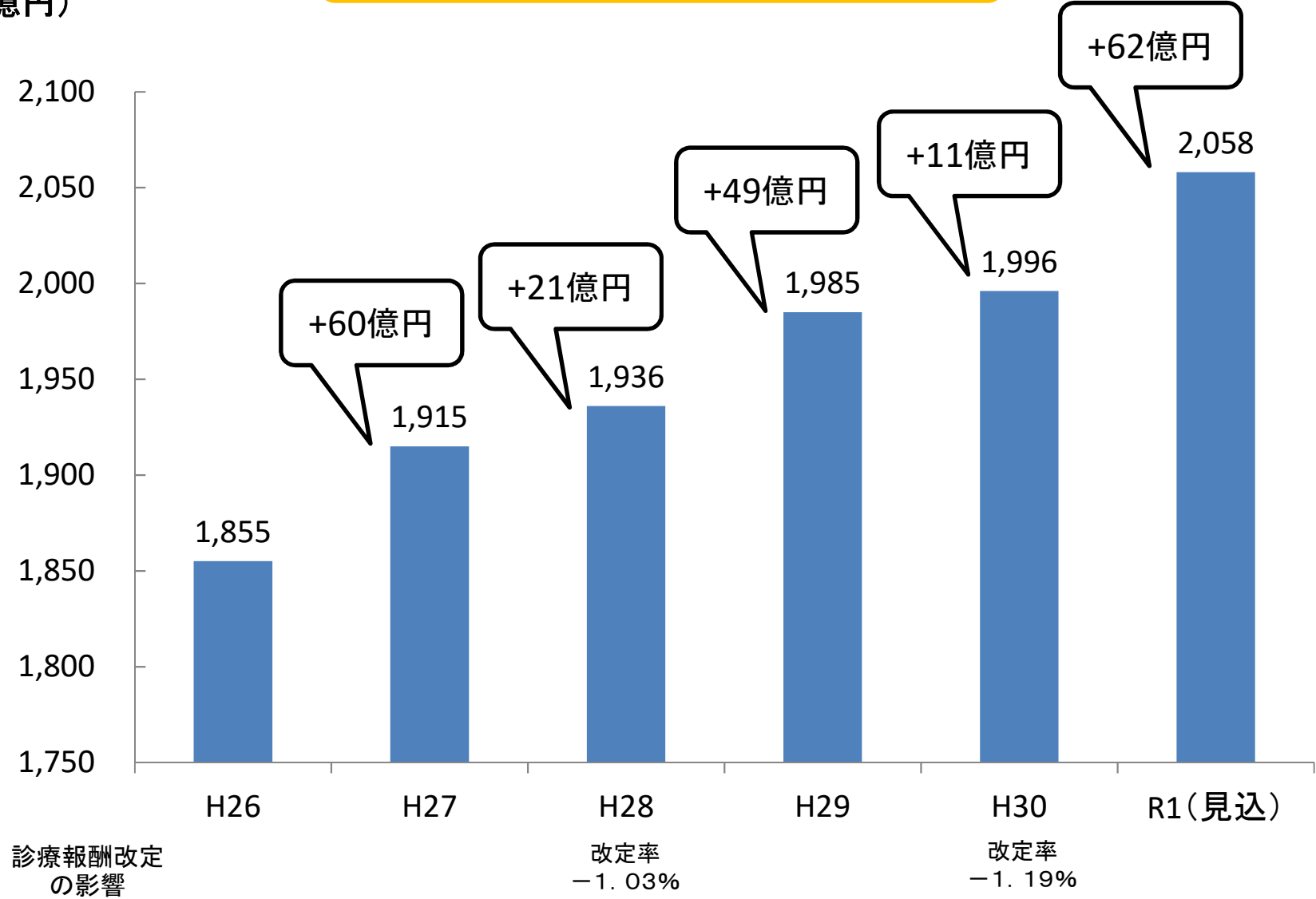
医療給付費の状況①

(億円)



医療給付費の状況②

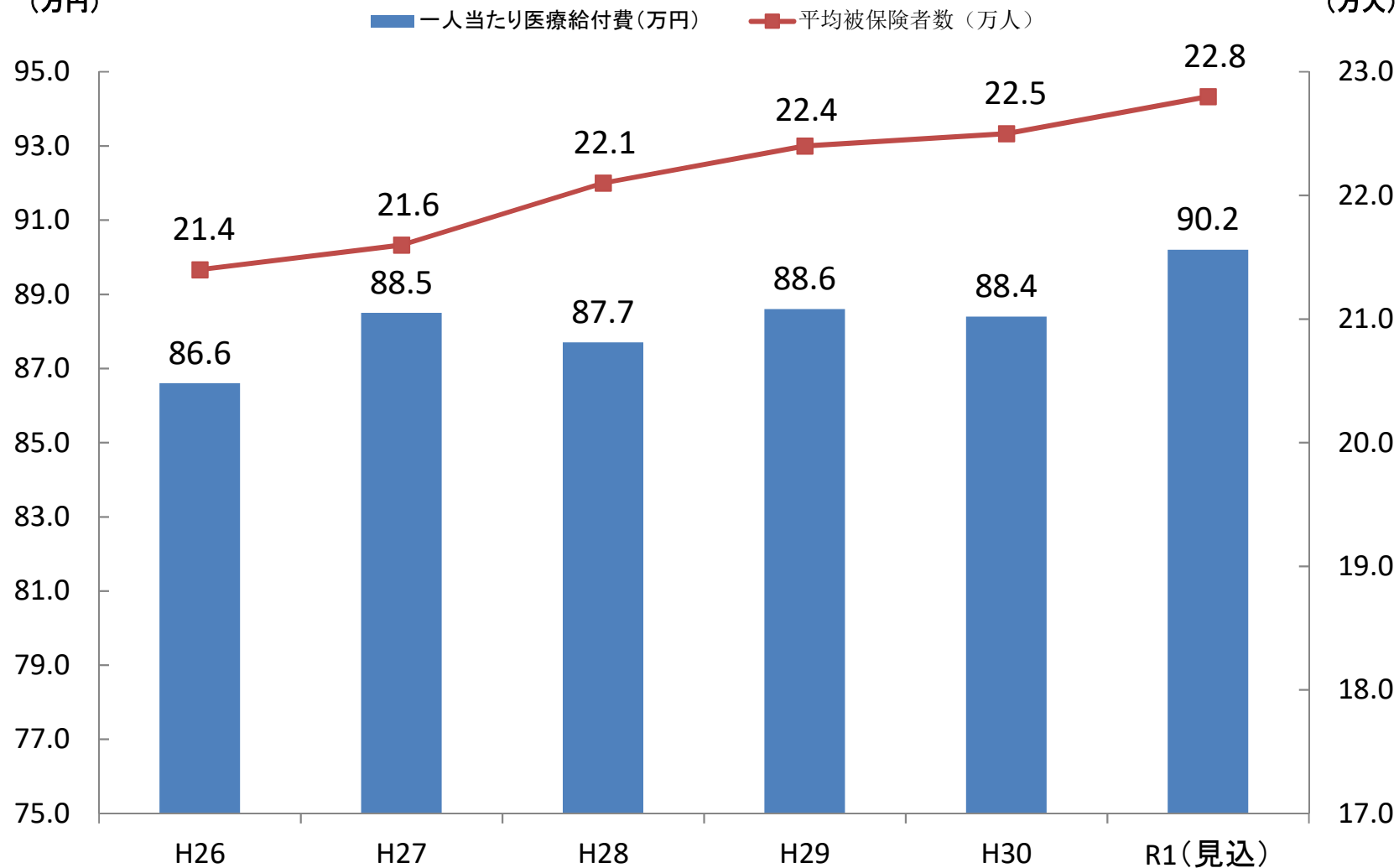
(億円)



一人当たり医療給付費と被保険者数の状況

一人当たり医療給付費
(万円)

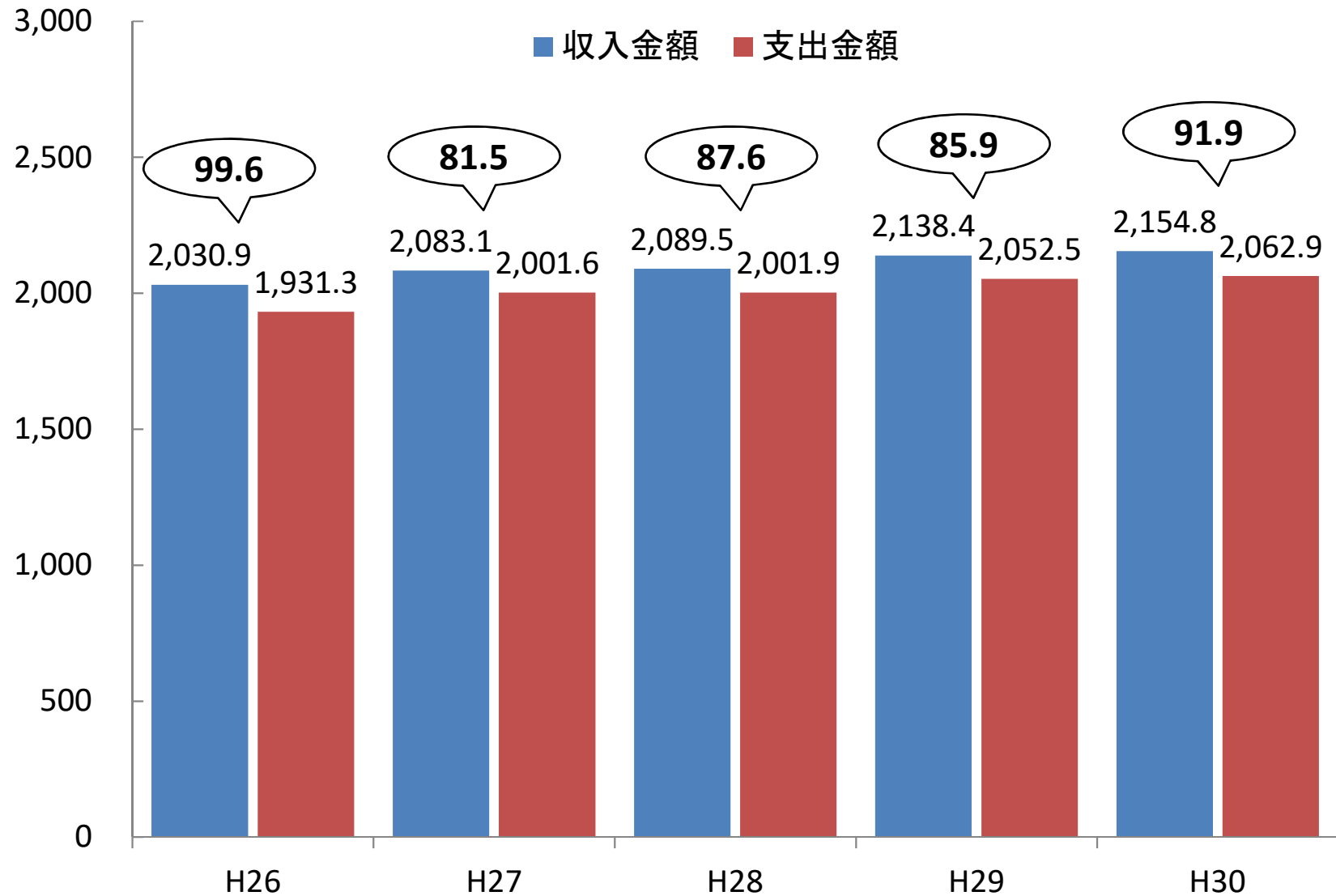
平均被保険者数
(万人)



特別会計の収支決算状況①

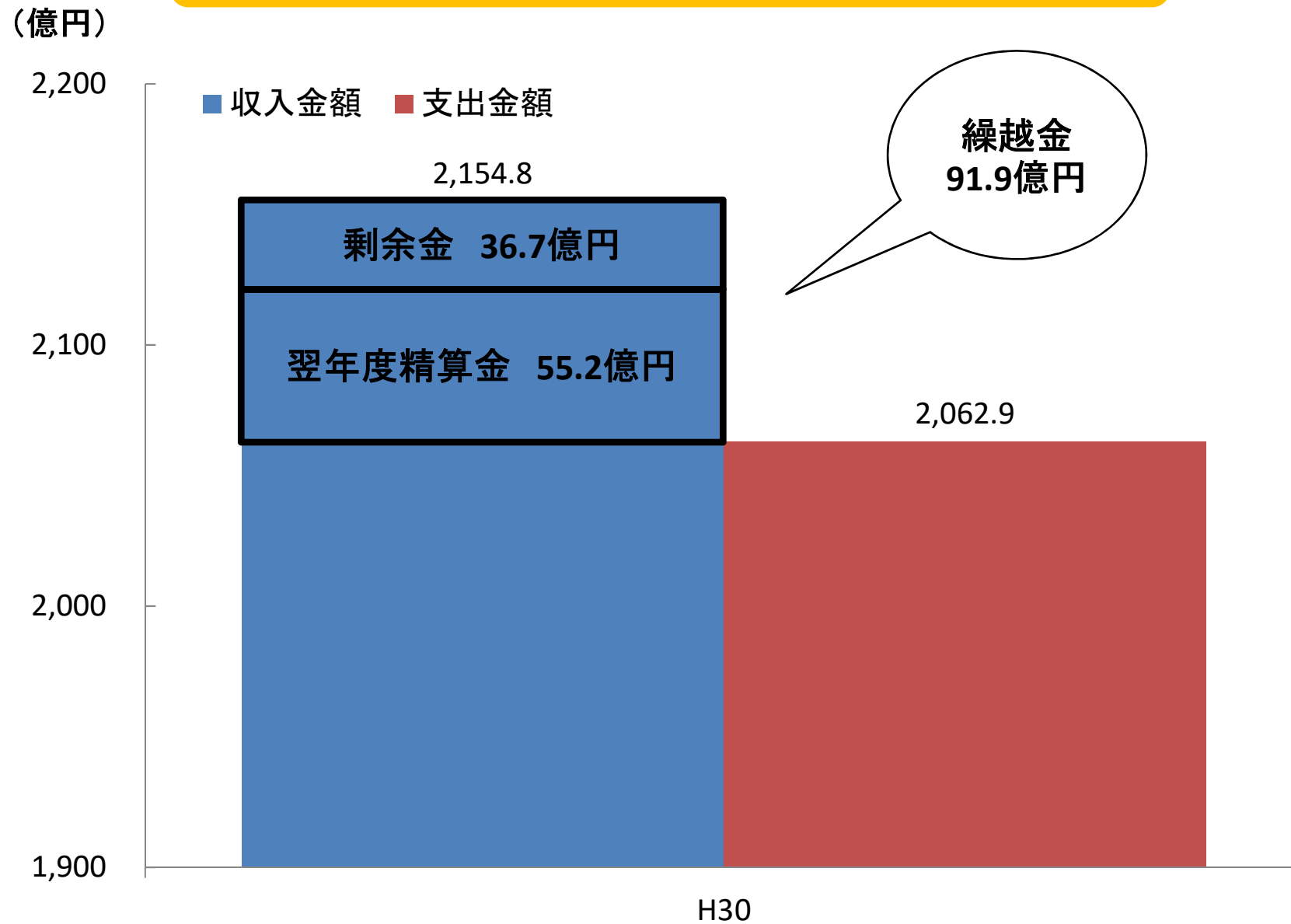
NO.5

(億円)



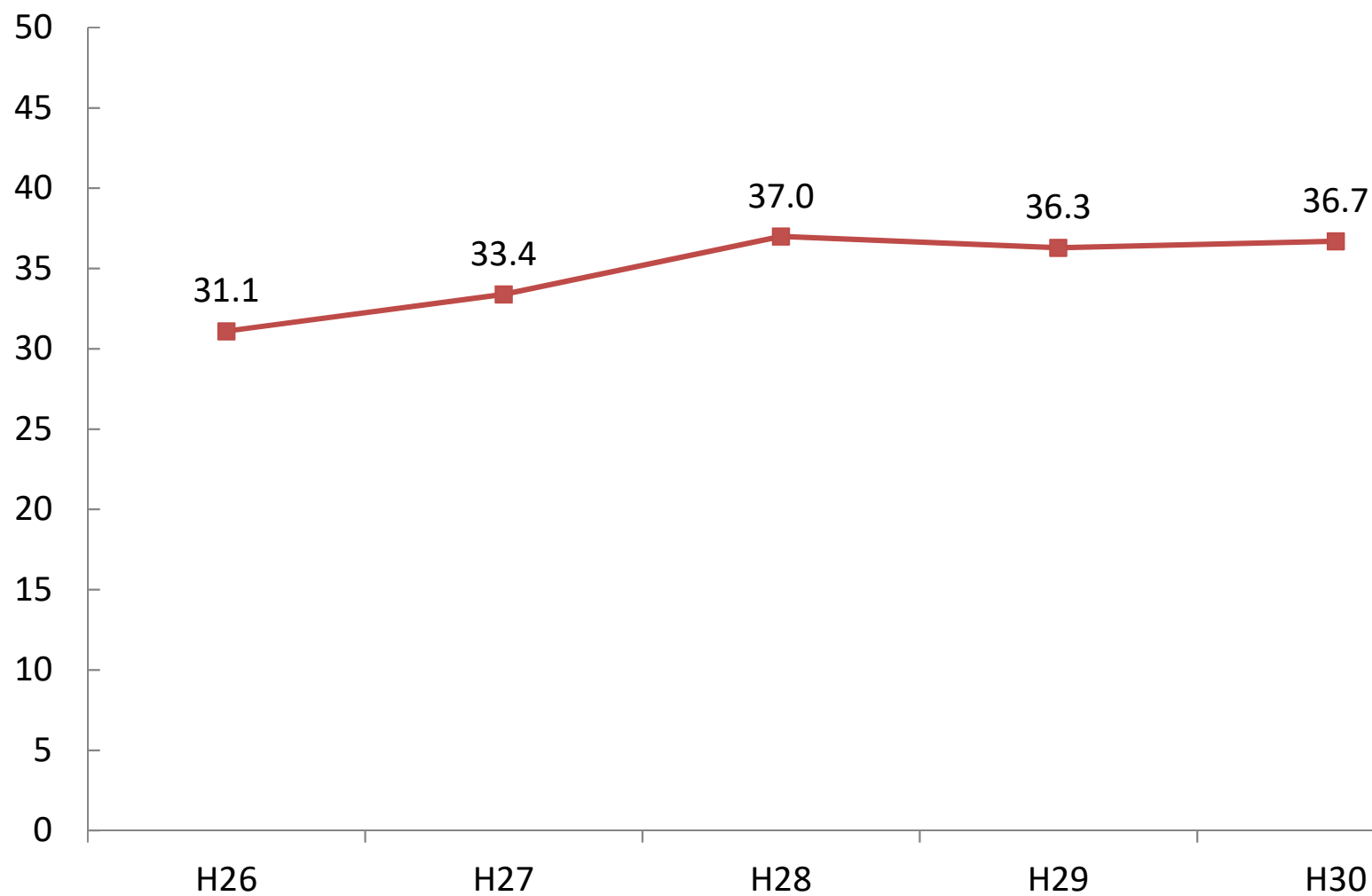
特別会計の収支決算状況②

NO. 6



剰余金の状況

(億円)



(2) 令和2・3年度の保険料率について

令和2・3年度後期高齢者医療保険料率改定について

NO.9

後期高齢者医療保険料は、2年間の財政運営期間単位で決定されます。

今年度は、次期財政運営期間である令和2・3年度の保険料率を改定します。

【現状】

前回(平成30・31年度)の改定では、剰余金の活用と財政安定化基金の取り崩しを見込み、保険料率の上昇を抑制し、収支の均衡を図りました。

【今回の方針】

今回の料率改定は、国が軽減特例を縮小したことや、後期高齢者医療制度を支援している現役世代の人口が減少しているため、後期高齢者の負担を引き上げた影響があります。また、被保険者数が増加したり、医療が高度化したりし、医療給付費などが増え、一人当たり保険料の上昇は避けられない状況です。

前回と同程度の上昇抑制措置では、一人当たり保険料は61,951円になりますが、これまでの一人当たり保険料の推移を考慮するとともに、被保険者への影響をできる限り少なくするため、次のように調整しました。

国・県・広域連合が3分の1ずつ拠出し、県が運営する財政安定化基金の残高約26億円のうち、制度を安定して運営するために必要な約13億円を除く、全額を県と協議して保険料の上昇抑制のために取り崩すことにしました。

このことで、令和2・3年度の一人当たり保険料は60,950円になる見込みです。

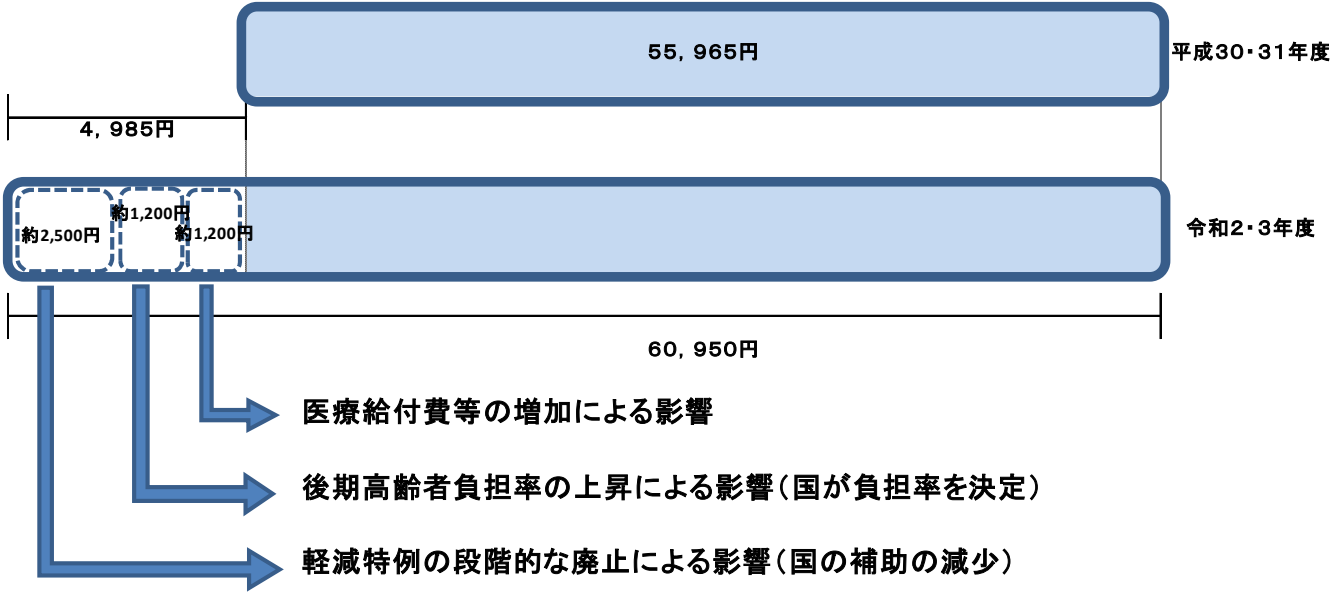
○保険料試算結果

財政運営期間(2年間)	平成30・31年度	令和2・3年度
平均被保険者数(試算時推計)	228,780人	229,193人
給付費等費用額見込み ※2年間平均	2,101億円	2,108億円
保険料上昇抑制措置 ※2年間合計	剰余金32.9億円 財政安定化基金6.68億円	剰余金34億円 財政安定化基金13億円
賦課総額 ※2年間平均	約183億円	約188億円
均等割額	46,374円	47,720円
所得割率	8.78%	9.02%
1人当たり保険料(年額)	55,965円	60,950円

○財源イメージ(剰余金34億円、基金13億円活用した場合の2年間平均)

費用額						
医療給付費等 約2,108億円						
収入額						
国庫負担金(3/12) 約529億円	普通調整 交付金 (1/12) 約175億円	県負担金 (1/12) 約175億円	市町 負担金 (1/12) 約175億円	各保険者支援金 約842億円	保険料 約188億円	剰余金・基金 約24億円
公費負担分 約5割 (約1054億円)				支援分 約4割 (約842億円)	被保険者分 約1割 (約212億円)	

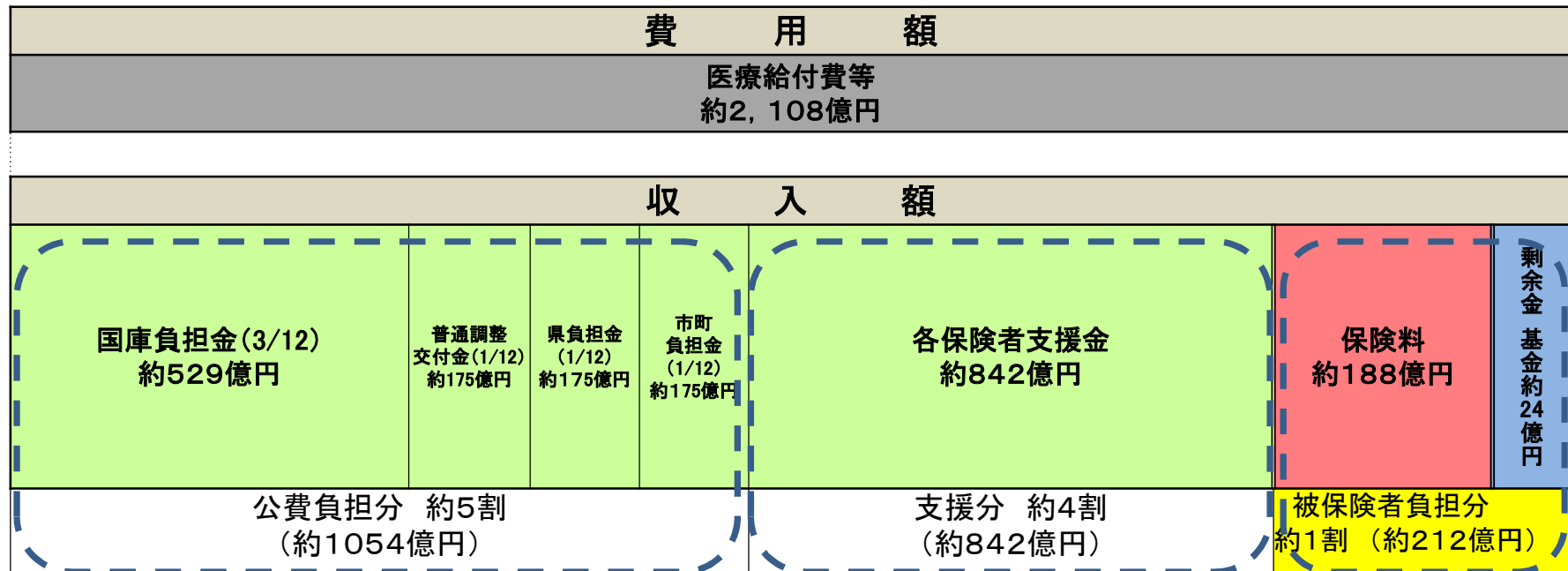
○「一人当たり保険料」増加額の内訳



保険料率の算定方法

NO.11

○財源イメージ



保険料
(保険料賦課総額)

=

被保険者負担分

—

剰余金・基金

保険料賦課総額

均等割額

(被保険者が等しく負担する保険料)



所得割額

(所得に応じて負担する保険料)

均等割額と
所得割額の比率

1 : 0.73 (所得係数)

※所得係数は、都道府県ごとの所得水準を表す数値(1が全国平均)

計算式：愛媛県一人当たり所得 ÷ 全国一人当たり所得(国が提示)

百分率に直すと...

58 : 42

(均等割額)

(所得割額)

【参考】

平成26・27年度 ⇒ 57:43

平成28・29年度 ⇒ 58:42

平成30・31年度 ⇒ 58:42

令和2・3年度保険料率等増加要因

①軽減特例の段階的な廃止（国の補助の減少）

（例）

31年度 46,374円－37,100円（8割軽減）＝年間保険料額9,274円

↓

2年度 47,720円－33,404円（7割軽減）＝年間保険料額14,316円

- ・ 所得の低い被保険者に対する上乗せ軽減廃止（本来は7割軽減）により、一人当たり保険料が増加。

②後期高齢者負担率の上昇（国が負担率を決定）

30・31年度 11.18% → 2・3年度 11.41%（制度発足時は10%）

- ・ 後期高齢者負担率…医療費のうち、後期高齢者自身が保険料として負担する割合。
- ・ 後期高齢者医療制度を支援している現役世代人口の減少に伴い、後期高齢者負担率が上昇している。

③医療給付費等の増加

30・31年度平均 約2,101億円→ 2・3年度平均 約2,108億円

- ・ 医療の高度化や被保険者数の増加に伴い、医療給付費等は増加傾向

国の保険料軽減特例等の見直し

NO.14

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
	【所得の低い被保険者に対する軽減】				
均等割	9割軽減 33万円以下 うち世帯の被保険者全員の各種所得なし		8割軽減 33万円以下 うち世帯の被保険者全員の各種所得なし	7割軽減 33万円以下 うち世帯の被保険者全員の各種所得なし	
	8. 5割軽減 33万円以下			7. 75割軽減 33万円以下	7割軽減 33万円以下
	5割軽減 【33万円+27万円×被保険者数以下】	5割軽減 【33万円+27.5万円×被保険者数以下】	5割軽減 【33万円+28万円×被保険者数以下】	5割軽減 【33万円+28.5万円×被保険者数以下】	5割軽減 【33万円+()万円×被保険者数以下】
	2割軽減 【33万円+49万円×被保険者数以下】	2割軽減 【33万円+50万円×被保険者数以下】	2割軽減 【33万円+51万円×被保険者数以下】	2割軽減 【33万円+52万円×被保険者数以下】	2割軽減 【33万円+()万円×被保険者数以下】
所得割 (※)	2割軽減	軽減廃止			

※旧ただし書所得が58万円以下の場合の軽減措置

	【被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減】		
均等割	7割軽減	5割軽減	5割軽減 (資格取得後2年を経過する月まで)
所得割	当面は賦課しないが、賦課開始する時期を引き続き検討		

保険料率の上昇抑制への取り組み

NO.15

○第6期 財政運営期間（平成30・31年度）

・上昇抑制策

- ①剰余金の全額活用 : 32.90億円
- ②財政安定化基金の活用 : 6.68億円
- ・1人当たり保険料 55,965円（年額）

○第7期 財政運営期間（令和2・3年度）

・上昇抑制策

- ①剰余金の全額活用 : 34億円
- ②財政安定化基金の活用 : 13億円 ★最大限の取り崩し
- ・1人当たり保険料 60,950円（年額）

（増加の内訳）

①国の軽減特例の段階的な廃止による影響	約2,500円
②後期高齢者負担率の上昇による影響	約1,200円
③医療給付費等の増加による影響	約1,200円
合計	約4,900円

保険料率試算結果

NO. 16

財政運営期間	平成26・27年度	平成28・29年度	平成30・31年度	令和2・3年度		
平均被保険者数(人) 2年間平均	216,092	222,463	228,780	229,193		
保険料上昇抑制措置 2年間総額	剰余金15.5億円 基金 6.68億円	剰余金20.74億円 基金 6.68億円	剰余金32.9億円 基金 6.68億円	なし	剰余金34億円 基金 6.68億円	剰余金34億円 基金 13億円
給付費等費用額(千円) 2年間平均	194,904,899	200,155,228	210,121,094	210,749,454		
賦課総額(千円) 2年間平均	17,147,441	17,762,010	18,292,241	21,217,682	19,174,488	18,857,059
均等割額(円)	45,231	46,308	46,374	53,693	48,523	47,720
所得割率	9.05%	9.16%	8.78%	10.35%	9.19%	9.02%
1人当たり保険料額(円) 年額	53,001	54,453	55,965	68,551	61,951	60,950
賦課限度額(円)	57万	57万	62万	64万		

※基金とは「愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金」である

一人当たり保険料(月額)

単位：円

順位	都道府県名	平成30・31年度 一人当たり保険料 (月額)
1	東京	8,094
2	神奈川	7,416
3	愛知	6,905
4	大阪	6,752
5	兵庫	6,674
6	福岡	6,573
7	京都	6,327
8	奈良	6,210
9	埼玉	6,168
10	千葉	6,050
11	山口	5,975
12	広島	5,889
13	沖縄	5,644
14	滋賀	5,567
15	香川	5,552
16	石川	5,487

順位	都道府県名	平成30・31年度 一人当たり保険料 (月額)
17	北海道	5,471
18	静岡	5,414
19	岡山	5,373
20	高知	5,368
21	富山	5,186
22	茨城	5,103
23	三重	5,091
24	福井	5,023
25	佐賀	5,013
26	岐阜	4,990
27	群馬	4,979
28	栃木	4,968
29	宮城	4,967
30	徳島	4,951
31	長野	4,783
32	愛媛	4,616

順位	都道府県名	平成30・31年度 一人当たり保険料 (月額)
33	大分	4,590
34	和歌山	4,554
35	長崎	4,524
36	山梨	4,493
37	熊本	4,482
38	鹿児島	4,320
39	福島	4,314
40	鳥取	4,282
41	宮崎	4,231
42	島根	4,229
43	山形	3,867
44	新潟	3,832
45	岩手	3,603
46	青森	3,475
47	秋田	3,271

愛媛県

令和2・3年度（一人当たり保険料）

60,950円 ÷ 12ヵ月 ÷ 5,079円

(年額)

(月額)

5,079円

※ 料率改定後の一人当たり保険料を平成30・31年度の全国順位に当てはめると24位。
ただし、他県も国の「軽減特例の段階的な廃止」と「後期高齢者負担率の上昇」の影響を受け、基本的には保険料が上昇するため、改定後も愛媛県の保険料は、全国の中でも低い水準と考えられる。

※一人当たり保険料は前回料率改定時の試算

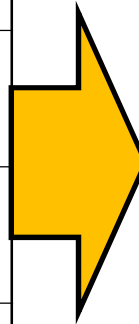
※平成30年3月30日厚生労働省発表の「後期高齢者医療制度の平成30・31年度の保険料率について」より抜粋

保険料モデルケース

NO. 18

(単位:円)

	平成31年度		
均等割額	46,374円		
所得割率	8.78%		
年金収入額	均等割額	所得割額	年間保険料額 (月額保険料額)
年金収入 80万円	9,274 ※8割軽減	0	9,270円 (773円)
年金収入 150万円	6,956 ※8.5割軽減	0	6,950円 (579円)
年金収入 180万円	23,187 ※5割軽減	23,706	46,890円 (3,908円)
年金収入 200万円	37,099 ※2割軽減	41,266	78,360円 (6,530円)
年金収入 250万円	46,374 ※軽減なし	85,166	131,540円 (10,962円)



令和2年度			
47,720円			
9.02%			
均等割額	所得割額	年間保険料額 (月額保険料額)	H31年度月額保険料額との比較
14,316 ※7割軽減	0	14,310円 (1,193円)	+420円 (うち軽減制度縮小による上昇398円)
10,737 ※7.75割軽減	0	10,730円 (894円)	+315円 (うち軽減制度縮小による上昇298円)
23,860 ※5割軽減	24,354	48,210円 (4,018円)	+110円
38,176 ※2割軽減	42,394	80,570円 (6,714円)	+184円
47,720 ※軽減なし	87,494	135,210円 (11,268円)	+306円

※モデルケースは単身世帯の場合として計算

(3) 保健事業について

愛媛県の高齢者数の今後の伸びについて

NO. 20

1. 愛媛県推計人口

	2015年	2020年	2025年
人口	1,385,262	1,332,802	1,274,128
65歳以上	424,440	445,304	446,289
75歳以上	216,623	232,577	265,118
高齢化率	30.6%	33.4%	35.0%
後期高齢率	15.6%	17.5%	20.8%

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」抜粋

*愛媛県の人口は2015年に約140万人から、2025年に約130万人に減少

*高齢化率、後期高齢化率は上昇

2. 各市町の75歳以上推計人口

	2020年		2025年	
	人口（人）	各市町総人口に占める割合（％）	人口（人）	各市町総人口に占める割合（％）
愛媛県	232,577	17.5	265,118	20.8
松山市	74,180	14.6	88,646	17.7
東温市	5,348	15.8	6,299	19.2
松前町	4,899	16.6	5,645	19.7
新居浜市	20,188	17.2	23,250	20.4
伊予市	6,173	17.5	6,905	20.5
四国中央市	14,488	17.2	16,586	20.6
西条市	18,638	17.9	21,092	21.2
砥部町	3,484	17.1	4,190	21.6
今治市	28,417	19.0	32,272	23.1
大洲市	8,162	19.9	8,830	23.3
宇和島市	14,734	20.9	16,106	25.2
内子町	3,590	23.3	3,717	26.5
八幡浜市	7,108	22.5	7,541	26.6
西予市	8,945	25.0	9,286	28.5
愛南町	4,575	23.3	5,107	29.2
伊方町	2,206	26.2	2,144	29.3
上島町	1,588	25.0	1,694	29.7
松野町	955	26.0	993	30.0
鬼北町	2,533	25.9	2,677	30.2
久万高原町	2,366	32.4	2,138	34.3

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」抜粋

*すべての市町で後期高齢化率は上昇する。

保健事業と介護予防の一体的な実施の流れ(国)

NO. 21

・健康寿命延伸プラン 【2019.5】 健康寿命とは…心身ともに自立し、健康的に生活できる期間

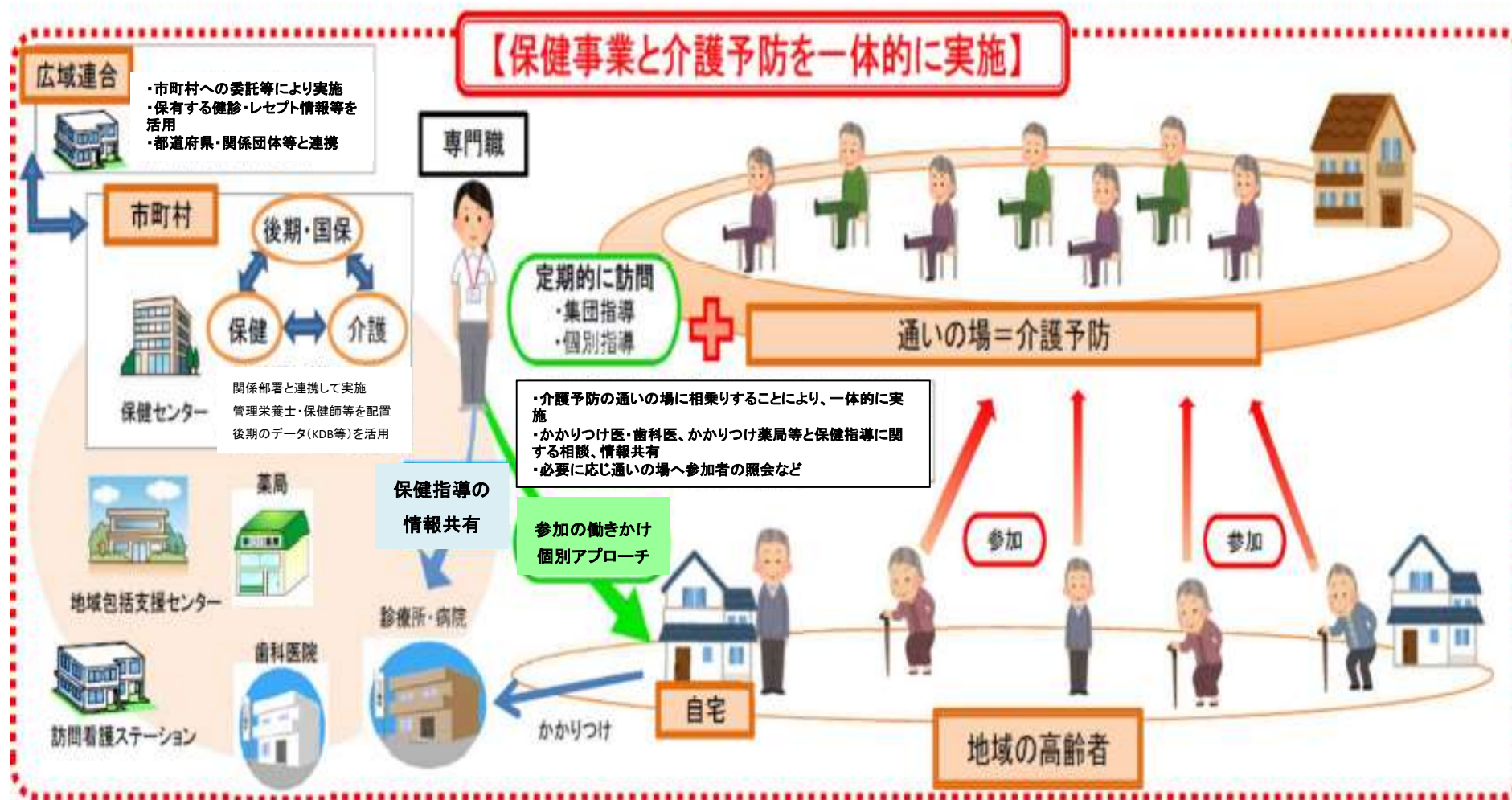
高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえ、保健事業と介護予防を効果的かつ効率的に行い、高齢者の一人ひとりの状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する。

【愛媛県の状況】 平成27年 平均寿命 男性80.2歳、女性86.8歳（全国平均は少し下回る状況）
平成28年 健康寿命 男性71.3歳 女性74.6歳（平均寿命と10歳前後の差がある）

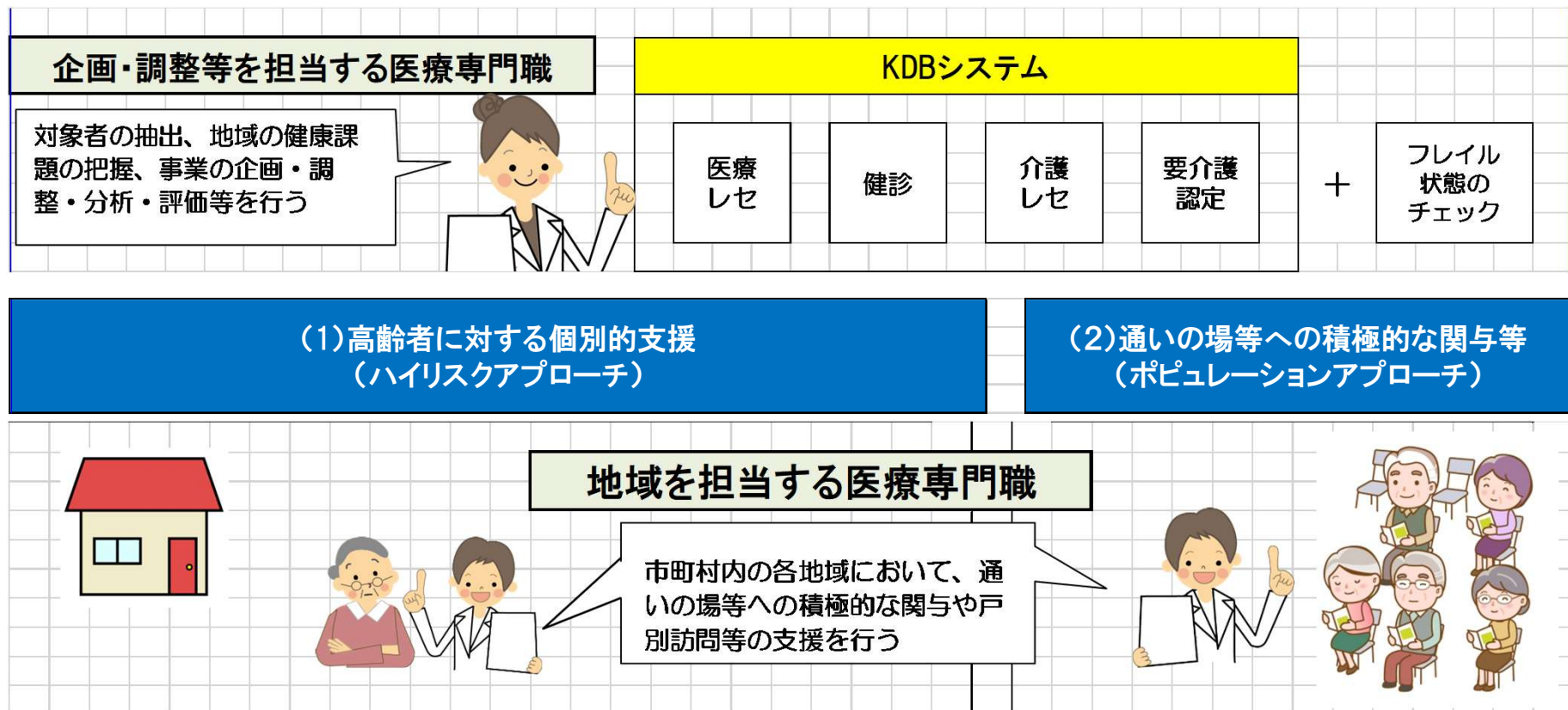
実施年度				進捗管理指標	
2019年度	2020年度	2021年度	2022年度～2025年度	実施指標 (アウトプット)	成果指標 (アウトカム)
2020年度からの本格展開に向け、高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防の市町村における先行的な取組を支援 2020年度からの本格展開に向け市町村の先行的な取組を整理したガイドラインを国が取りまとめて提示	・後期高齢者医療制度の特別調整交付金の活用により、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を本格的に展開 ・安定的な事業展開となるまでの間、先進事例について支援 ・高齢者に対して、専門的知見・市民自ら積極的に参画したくなる取組による予防サービスが継続して提供されるよう、後期高齢者の保健事業と国民健康保険の保健事業・介護の地域支援事業の一体的実施を推進			○2024年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開	○平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

・経済財政運営と改革の基本方針2019 【2019.6】

高齢者一人一人に対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する。



- 体制が変わる 市町で一体的な事業を実施する医療専門職の配置
- 対象が変わる 国保データベースシステム等による地域の健康課題の分析
- 支援が変わる 抽出した情報をもとにした高齢者に対するアウトリーチ支援
- 支援が変わる 通いの場等における医療専門職の関与・医療関係団体との連携



・指導の柱

運動・栄養・口腔・重複頻回・生活習慣病重症化予防・服薬指導・社会参加

・令和2年度重点取組事項



★栄養（低栄養防止のための訪問相談）—新規 市町委託—

低栄養状態の疑われる方（BMI 18.5未満、2kg/年以上の体重減がある方に、市町の地域を担当する医療専門職が訪問相談・指導を行い、低栄養防止によりフレイル予防を目指す。

（低栄養防止のための健康教育事業）—新規 市町委託—

通いの場等を利用し、現在元気な高齢者が、自身の健康状態や、フレイル予防に関心を持つ機会とするため、フレイル予防のための情報提供などの健康教育、健康相談を実施する。

★生活習慣病重症化予防（糖尿病性腎症重症化予防事業）—継続 市町委託—

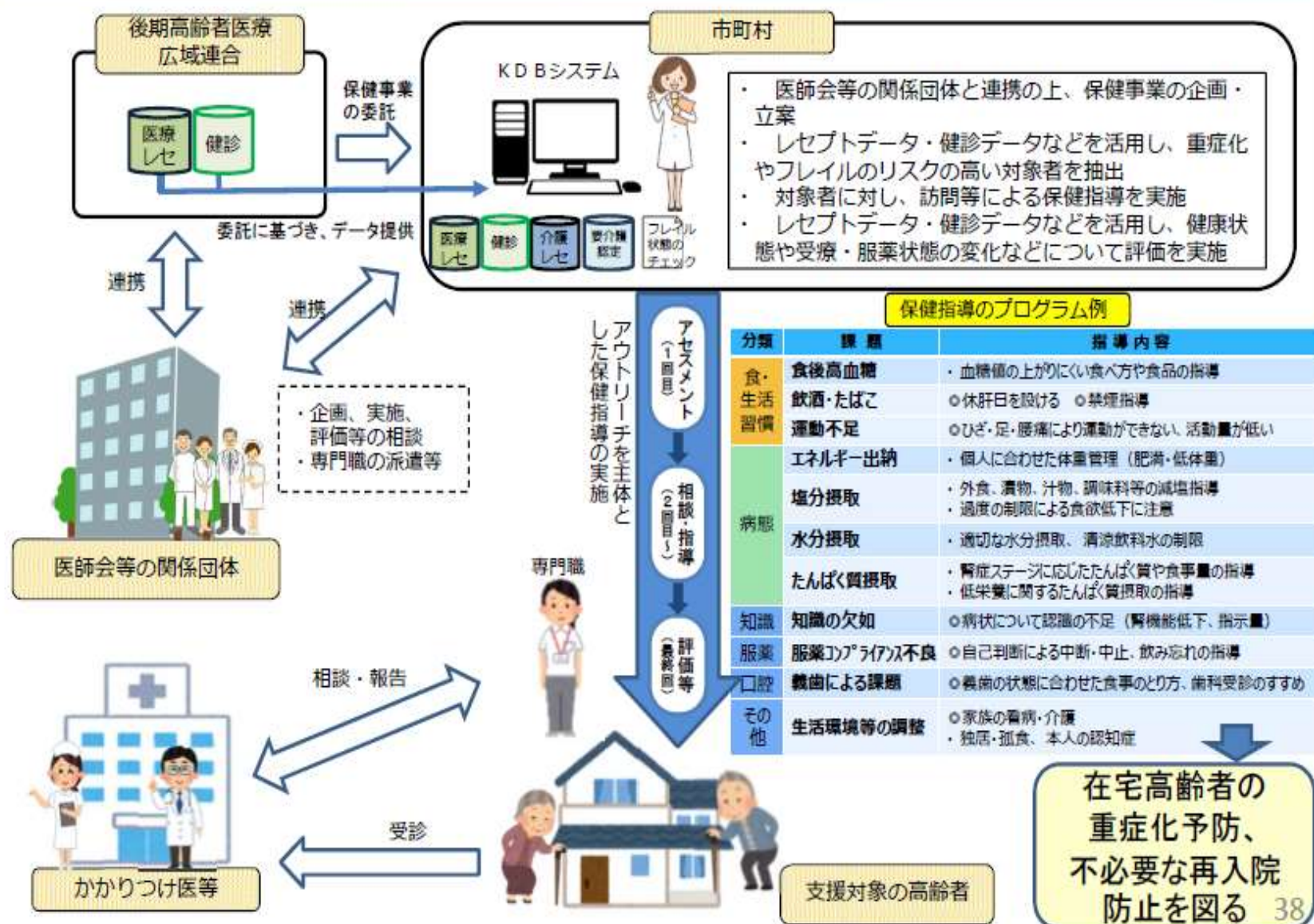
糖尿病の重症化を予防し、本人・家族等に変な負担となる人工透析を回避するため、市町の地域を担当する医療専門職が訪問相談・指導を行う。

・令和2年度取組事項

★口腔（歯科口腔健診診査）—継続 歯科医師会委託— 口腔機能の診断・指導

★重複頻回・服薬指導（訪問指導）—継続 民間団体委託— 重複頻回受診者への訪問指導

事業の具体的イメージ ～栄養・生活習慣病重症化予防等個別訪問～



当広域の今後の方針

NO. 26

・来年度以降実施検討事業

★健康づくり運動教室 ―新規―

通いの場等での筋力アップのための運動や体力測定、健康講座

★ボランティアとの協働事業 ―新規―

通いの場等で実施する運動・低栄養防止のための健康教室でのボランティア活動



実施目標						
年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
運 動						
栄 養						
口 腔						
重複頻回						
生活習慣病 重症化予防						
服薬指導						
社会参加						

★健康診査事業 ―継続―

生活習慣病の早期発見・治療につなげるとともに、治療中断等による重症化を防ぎ、後期高齢者の健康能力の保持及び健康意識の向上を図ることを目的としている。

受診費用は広域連合が負担するため、被保険者は無料で受診できる。

○ 受診実績

年 度	受診対象者数	受診者数	受診率
平成30年度	202, 473	24, 963	12. 3%

○ 全国平均 28. 9%

★歯科口腔健康診査事業 ―継続―

口腔疾患の早期発見・治療につなげるとともに、加齢に伴う口腔機能の低下（オーラル・フレイル）を予防し、その他の疾病予防、後期高齢者の健康能力の保持及び健康意識の向上を図ることを目的としている。

受診費用は広域連合が負担するため、被保険者は無料で受診できる。

広域連合と愛媛県歯科医師会とで実施に係る委託契約を締結し、6月～2月に登録医療機関で受診する。

○ 受診実績

年 度	受診対象者数	受診者数	受診率
平成30年度	202, 473	1, 479	0. 73%